

平成25年度教育改革推進会議第2回第2部会 事項書

日時：平成25年10月24日（木）

場所：プラザ洞津「明日香の間」

1 審議事項

- (1) 審議の進め方について
- (2) 第1回第2部会意見集約について
- (3) 県立高等学校に在籍する発達障がいの可能性のある生徒に関する調査の実施について
- (4) 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）柱立て（案）に基づく現状と課題の整理について
 - ・各項目の現状と課題について
 - ・取組の方向性について
 - ・各項目の整理

2 連絡事項

第1回第2部会意見集約

第1回部会（9月2日）での意見を該当する項目に分類し、整理しました。

早期からの一貫した支援

- 一人ひとりの自立に向けて、医療、福祉、教育が連携・協働して、途切れない支援体制をとらなければならない。
- 小学校入学時点で、乳児健診など保健医療の情報を学校に伝え、迎え入れる体制をとることによって、子どもたちにとって学校での居心地や適応が変わるような印象を持っている。スタートがうまくつなげると、二次的な問題が起きる可能性が低くなると思っている。
- 高等学校卒業後の社会は厳しいところだと思う。引継ぎをどのように指導すべきか考えていくことが重要である。

小中学校

- 通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもが増えているように感じている。
- 小学校低学年から学級崩壊が始まっていて、子どもの集団をまとめる教員の力が不足しているのではと感じている。
- 子どもが集団生活を送る経験を通してルールを守る力、我慢する力が弱くなっていると思う。
- 卒業後、生活していくうえで、必要な支援について認識をもちながら教育をしていくことが有効だと思う。
- 特別支援学級の担任については、スキルを身につけた教員を配置することが大切である。

高等学校

- 対人関係の問題が課題である。学校で、いい対人関係を体験することや、自分の得意不得意を理解して集団の中で適応する力をつけることが大切だと思う。これは結局は学校でないとできない。
- 高校生のコミュニケーション能力が低下してきていると感じている。教員もそのことを把握しているものの、具体的な支援についてのスキルが不足し

ている。

キャリア教育・就労支援

- 教育と企業とが情報のやりとりしながら、どのように雇用し、いかに生き甲斐を作りだしていけるかが重要と考えている。
- 発達障がいのある生徒の高等学校や大学を卒業後の就労が大きな課題である。
- 軽度の障がい者が社会に出たときに、障がい者の就労についての援助が弱い。

専門性向上

- 教員の資質向上と専門性が問われている。特別支援教育の充実には、教員の研修の場の充実が重要である。
- 障がいの特性に対する知識と、指導のスキルは別物である。スキルを身につけていくためのトレーニングが重要である。

全体にかかる意見

- 特別支援教育にしっかりと取り組むことは、立場の弱い子を大切にすることであり、他の子どももみんな大切にすることである。これが教育の原点である。
- 教師のかかわり方によって子どもたちは随分成長する。保護者の子育てに関する困り感に寄り添いながら、親支援を行っていくことが大切である。
- 県のプランと市町のプランについて、整合性を図っていくことも必要である。
- 貧困の連鎖を断つために、「就労」と「教育」が重要である。

県立高等学校に在籍する発達障がいの可能性のある生徒に関する調査の実施について

特別支援教育課

1 調査目的

高等学校への進学者の中にも特別な支援を必要とする生徒が増加しており、支援の充実が課題となっています。また、中学校から高等学校への情報の引継が十分でなく、高等学校における個別の教育支援計画の作成率が課題となっています。そこで、高等学校における特別支援教育体制整備の基礎資料とするため、発達障がいの可能性のある生徒について調査を実施しました。

2 調査対象

全ての県立高等学校（57校）在籍者において、特別支援教育に関する校内委員会において把握されている生徒のうち、発達障がいの診断のある生徒、及び発達障がいの可能性のある生徒

3 調査方法

文部科学省の実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」をもとに、高等学校段階の内容に一部変更して実施しました。

4 調査期間

平成25年9月17日～10月4日

5 調査結果

(1) 全ての学校から回収しました。

(2) 在籍状況

①発達障がいの可能性のある生徒の在籍率 1.44% (602人/41,680人)

②①のうち個別の指導計画の引継のある生徒 43人

③①のうちパーソナルカルテの活用実績のある生徒 34人

(3) 分析

・平成21年度実施の全国調査結果では約2.2%※であり、今回の調査結果は、全国調査を下回っている。

※「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果概要」平成22年9月 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループの報告書

・個別の教育支援計画、パーソナルカルテの引継の数はまだ十分でない。

・今回の調査を契機に改めて生徒の実態把握を実施した学校があり、チェックシートの利用による今後の実態把握の進展が期待できる。

6 今後の取組

調査結果を踏まえながら、中学校からの情報の引継や、保護者、関係機関等との連携を進め、必要に応じて個別の教育支援計画を作成するとともに、特別支援教育課が作成する「発達障がいハンドブック（仮称）」の活用も含めて、校内支援体制の充実を図っていく予定です。

三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)柱立て(案)に基づく現状と課題の整理について

	現状	課題
1 三重県特別支援教育総合計画(仮称)の策定について		
1(1)策定の経緯	※(別紙1)参照	
1(2)特別支援教育全般の現状と課題	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。</p> <p>特別支援教育の体制整備として、小中学校、高等学校において、校内委員会の設置とコーディネーターの指名が100%となっています。</p> <p>小中学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率が約90%に達しましたが、一方で幼稚園、高等学校における作成率は低い状態にあります。</p> <p>早期からの一貫した支援を進めるために、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」を作成して活用を図っています。</p>	<p>発達障がいを含む全ての特別な支援を必要とする児童生徒への対応のために、<u>教育環境の整備と教員の専門性向上</u>が求められます。</p> <p>特別支援教育に係る体制整備は進んできましたが、<u>個別の教育支援計画の効果的な活用等</u>、教育内容をより充実させる必要があります。</p> <p>情報引継ぎツールを活用する等、早期からの一貫した教育体制の充実が求められます。</p>
1(3)計画の期間	※(別紙2)参照	
2 インクルーシブ教育システムの推進について		
		※(別紙3)参照
2(1)早期からの一貫した支援	<p>パーソナルカルテ^{*1}の活用による早期からの一貫した支援体制づくりについて、県から各市町に対して、その作成や活用についての助言や相談を実施しています。</p> <p>小学校から中学校への情報の引継ぎについては、各学校間及び市町での調整により実施されています。</p> <p>各市町においては、早期からの教育相談について、保護者等が相談を受けやすいように、福祉と教育の窓口を一本化した発達相談支援室などの設置が進められています。</p>	<p>幼稚園・保育所等から、小学校、中学校、高等学校等への確実な引継ぎをするために、<u>パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用するとともに、保護者に特別支援教育に係る理解啓発を図る</u>必要があります。</p> <p>早期からの教育相談が行える発達相談支援室等、<u>ワンストップ型の相談機関の設置を進める</u>など、<u>地域の実情に沿った支援ネットワークの構築</u>が求められています。</p>

<p>2(2)就学相談・就学先決定</p>	<p>平成25年9月1日に、学校教育法施行令の一部改正があり、就学先決定の手續が改正されました。(資料1・2)</p> <p>県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めています。</p> <p>※ 学校教育法施行令の一部改正について 就学基準(22条の3)に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みが改められ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、就学先を決定することが示されました。</p>	<p><u>就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う必要があります。</u></p> <p>インクルーシブ教育システムに基づく就学先決定を行うにあたり、<u>連続性のある多様な学びの場^{*2}(各学校等の受け入れ体制)の整備と充実を進める必要があります。</u>(資料3)</p> <p><u>就学先決定後に柔軟な就学先の見直しを行うことについては、就学先の変更の必要も含め、本人・保護者や学校運営等に混乱や支障をきたさないような方向性を示す必要があります。</u></p>
<p>2(3)就学前の取組について</p>	<p>幼稚園・保育所では、特別な支援を必要とする幼児への教育や保育が行われ、発達に遅れのある幼児のために療育センター等では、療育・訓練等が実施されています。また、医療と福祉が連携した施設も整備されつつあります。</p> <p>H24年度の幼稚園における個別の指導計画^{*3}の作成率は、71%、個別の教育支援計画^{*4}の作成率は、63%です。(資料4)</p> <p>H25年度、県内の幼稚園に配置されている介助員および学習支援員は、178名(14市町)です。</p>	<p><u>早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、園内体制のさらなる充実と関係機関と連携した相談・支援に係る体制づくりが求められています。</u></p> <p><u>幼稚園において、保護者に対する適切な情報の提供と特別支援教育についての理解促進が求められています。</u></p> <p><u>幼稚園における個別の教育支援計画等の作成率の向上を図るとともに、パーソナルカルテ等の支援情報を小学校へ引き継ぐことが必要です。</u></p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって同様の支援を進める必要があります。</p>

<p>2(4)発達障がいへの対応について</p>	<p>文部科学省による「通常の学級に在籍する発達障害^{*5}の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。</p> <p>H25年度、特別支援学校に対して小中学校から要請のあった発達障がいについての教育相談は、8月末までに576件(総計2770件)となっており、今後も増加することが見込まれます。</p> <p>高等学校に発達障がい支援員^{*6}5名(H25年度)を配置し、高等学校における発達障がいを含む教育的支援の必要な生徒への指導等に対応しています。</p>	<p>小中学校の通常学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。</p> <p>高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒の支援体制を充実させるため、市町等教育委員会と情報共有しながら、<u>中学校からの支援情報が円滑に引き継げる体制</u>が必要です。</p> <p>全ての幼稚園、小中学校、高等学校において、発達障がいについての特性や支援方法の理解、授業の工夫等、教職員の専門性の向上を図る必要があります。</p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって保育士の専門性の向上を図る必要があります。</p>
<p>3 特別支援学校における教育の推進について</p>		
<p>3(1)個々のニーズに応じた教育</p>	<p>個別の指導計画等に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに対応した学習グループの編成や特色ある教育課程を編成することで、効果的な指導を実施しています。</p>	<p>個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える授業改善を行うとともに、情報引継ぎツールを活用して、学校、保護者、関係機関等で十分に共有を図ることが必要です。</p> <p><u>個別の指導計画の評価を適切に実施し、障がいの状況や特性に応じた指導が可能となる教育課程の設定</u>が必要です。</p> <p>基礎的環境整備の一つとして、教材やICT機器等、適切で効果的な教材教具の確保と活用が必要です。</p>

<p>3(2)キャリア教育^{*7}の推進 (進路指導・就労指導)</p>	<p>自立と社会参加に向けて、一人ひとりの障がいの状態や特性、ライフステージに応じたキャリア発達を促す教育を実施しています。</p> <p>特別支援学校において、小学部から生活年齢や発達段階に応じて、身辺自立や社会的自立を意識した教育を実施しています。</p> <p>生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントを実施し、生徒の興味関心や強みに基づいた職場実習先を決定するなど、生徒の就労希望の実現を図っています。</p>	<p>小中学部において、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育の位置づけや、自立に向けた教育内容の整理が必要です。</p> <p>キャリア発達に基づいた教育課程の検討や、職業に係るコース制の設置により、就労に必要な知識や態度等、社会性の育成が求められています。</p> <p>企業や社会のニーズに基づき、本人の適性と職種のマッチングや職場実習の一層の充実を図ることで、就労支援に結びつけることが必要です。</p> <p>障がいの重い生徒の福祉的就労を含めた社会参加についてのあり方の検討が必要です。</p>
<p>3(3)今後のセンター的機能^{*8}のあり方</p>	<p>各特別支援学校が、地域の小中学校等の要請に応じて、特別な教育的支援を要する児童生徒への支援に関する研修や適切な指導・助言、発達等にかかる相談等を実施しています。</p> <p>H24年度の相談件数は、県立特別支援学校あわせて3859件です。(資料5)</p>	<p>相談件数の増加に伴い、特別支援学校における校内体制の工夫や情報発信のあり方等、<u>効率的・効果的な支援方法やセンター的機能のあり方</u>について検討する必要があります。</p> <p>小中学校や高等学校等に対するセンター的機能を充実させるために、<u>発達障がいの児童生徒への授業にかかる指導・支援</u>について理解を深める必要があります。</p> <p>「こども心身発達医療センター(仮称)」に併設する新たな特別支援学校におけるセンター的機能のあり方について検討が必要です。</p>

<p>3(4)交流および共同学習^{*9}</p>	<p>障害者基本法及び特別支援学校学習指導要領に交流および共同学習の充実を図ることが示されました。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進が必要とされており、その一つの方法として交流および共同学習の推進が示されました。</p> <p>学校間交流や居住地校交流等の取組により、幼児児童生徒が相互理解を進めることで、幼稚園・保育所時代からの友人関係の継続や、地域とのつながりが生まれています。</p> <p>H24年度、県立特別支援学校において、学校間交流244回、居住地校交流691回、計935回実施しました。(資料5)</p>	<p>障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ場面において、活動しやすい環境を設定するために合理的配慮^{*10}の充実を図るとともに、交流および共同学習に係る受入れの仕組みを作ることが求められています。</p> <p>交流の機会が増えることにより、教員の引率体制や実施回数調整、交流への参加体制の検討が必要になってきています。</p>
<p>3(5)医療的ケア^{*11}</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、障がいも重度・重複化、多様化しています。(資料5)</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒について、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施することによって、継続的に学習できる体制をとっています。</p> <p>教員が看護師と連携・協力して医療的ケアを実施することで、医療的ケアのために付添う保護者の負担軽減を図っています。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活を送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を図る必要があります。</p> <p>医療的ケアに対応する担当教員のスキルアップに努める必要があります。</p>

<p>3(6)盲学校および聾学校のあり方</p>	<p>県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいに対応した特別支援学校で、それぞれの障がいの状態や特性に対応した学科を設置して、専門的な教育を実施しています。</p> <p>視覚障がい・聴覚障がいにおける、就学前の教育相談等、センター的機能を発揮しています。</p>	<p>社会状況等の変化により、就労先と設置学科における教育内容がマッチしない状況があり、<u>専門学科の学習内容の検討</u>が必要です。</p> <p>県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、今後のセンター的機能を含めた<u>就学前からの支援や通級による指導</u>についての体制の検討が必要です。</p> <p>盲学校の高等部および高等部専攻科について、社会福祉分野との連携において、<u>教育と福祉との本来的な機能分担等</u>、今後の方向性について検討が必要です。</p>
--------------------------	--	---

4 小中学校における特別支援教育の推進について

<p>4(1)通常学級における特別支援教育の推進について</p>	<p>〈再掲〉文部科学省による、「通常の学級に在籍する発達障害*5の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。</p> <p>教材や板書の配慮、教室内の座席配置の工夫などを行い、配慮を要する児童生徒が学習に取り組みやすい環境づくりを図っています。</p> <p>県総合教育センターより、H23.3に、冊子「何から始めるの? 特別支援教育ー通常学級で行う教科指導ー」を作成し、指導事例を示しています。</p>	<p>障がいの特性に応じた指導や支援の方法、授業の工夫等、教職員に対して特別支援教育に対する理解や専門性の向上を図る必要があります。</p> <p>〈再掲〉小中学校の通常学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した教室配置や、バリアフリー化などの<u>学習環境の整備</u>が求められます。</p> <p>視覚情報の活用や授業の組み立てなど授業のユニバーサル化等の授業改善を図ることで、<u>学力の向上</u>が求められます。</p> <p>保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、<u>地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める</u>必要があります。</p>
----------------------------------	--	---

<p>4(2)通級指導教室^{*12}</p>	<p>通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒にとって、通級による障がいの状態に応じた指導を受けることにより、言語面の改善、ソーシャルスキルの習得などの効果が上がっています。</p> <p>通級による指導を受ける児童生徒数が増加しています。(H25年5月:624名 ←H19年5月:346人)</p> <p>県内では、言語、LD/ADHD、難聴の通級指導教室が、小学校33校(49学級、603人)、中学校4校(4学級、21人)に設置されています。(H25年5月)</p>	<p>通級担当教員には、<u>アセスメントによる障がいの特性の把握や状況に応じた適切な指導など高度な専門性が求められること</u>から、担当教員の養成が課題になっています。</p> <p>個別の指導計画や個別の教育支援計画の情報共有をはじめ、<u>担当教員間や学校間、保護者との連携強化</u>が必要です。</p> <p>通級のニーズが増加していることから、その対応が求められます。また、小学校に比べ中学校における通級による指導を受ける生徒の割合が低く、教育的ニーズに応じた指導形態の改善が求められます。</p> <p>他校通級の場合、移動による負担や移動時の学習の保障などの課題があります。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p>
<p>4(3)特別支援学級^{*13} における教育の充実</p>	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加するとともに、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しています。</p> <p>県内の公立小中学校に設置される特別支援学級は、503校(927学級)となっており、3251名の児童生徒が在籍しています。設置率は91%(小学校:353/389校、中学校:150/164校)となっています。(H25年5月)</p>	<p>特別支援学級担当教員は、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、<u>専門性の向上とともに計画的な教員配置</u>が必要です。</p> <p>個別の指導計画に基づいた指導と適切な評価や、障がいの特性、<u>地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫</u>が必要です。</p> <p>特別支援学級と通常学級との交流および共同学習を計画的、効果的に進める必要があります。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p>

4(4)連続性のある多様な学びの場	特別支援学校、特別支援学級、通常学級における指導、通常学級に在籍して通級による指導を受けるなどの教育形態が整備されています。	多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮およびその基礎となる環境整備が必要です。
5 高等学校における特別支援教育の推進について		
5(1)発達障がいへの対応	<p>発達障がいのある生徒が増加し、その対応が大きな課題になってきています。 (※生徒の在籍率については、調査結果を参照)</p> <p>発達障がい支援については、外部専門家による相談や支援を実施しています。</p> <p>特別支援教育コーディネーターが全校で指名されており、校内委員会等で指導支援について情報共有を図っています。</p>	<p>発達障がいの相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備が求められています。</p> <p>特別な教育課程の編成については、学級編制基準がないため、特別支援学級の設置は現実的に困難です。</p> <p>発達障がいの生徒に関する進路指導、特に障がい者雇用の対象とされない生徒への就労支援が課題になっています。</p> <p>校内における支援体制の整備や教員の意思統一、専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を意識的に進める必要があります。</p>
5(2)個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実	<p>個別の指導計画の作成率:46.5%、個別の教育支援計画の作成率:41.1%です。(H24年9月)(資料4)</p> <p>出身中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎやパーソナルカルテの引継ぎが十分でない状況があります。</p>	<p>出身中学校からの支援情報の引継ぎによって、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用を図るとともに、作成率を向上させる必要があります。</p> <p>個別の指導計画等の作成にあたり、校内委員会や特別支援学校のセンター的機能による支援等の活用を図る必要があります。</p>

6 教員の専門性向上	
<p>総合教育センターにおける特別支援教育にかかる研修や、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)の開催によって、各地域や各学校における特別支援教育の推進者の養成を図っています。</p> <p>特別支援学校のセンター的機能による研修会の開催や、小中学校への教育相談等、支援を実施することで、地域の特別支援教育の推進と専門性の向上に取り組んでいます。</p>	<p>通常の学級に特別な教育支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、<u>すべての教員が発達障がい支援を含む特別支援教育についての一定の知識・技能を有していることが求められます。</u></p> <p>特別支援学校においては、そのセンター的機能を十分に発揮するために、<u>発達障がいを含む複数の障がい種に対応できる専門性が求められています。</u></p> <p>多様な学びの場における特別支援教育に係る専門性向上、授業力向上が求められています。あわせて、<u>特別支援学校免許の取得率を向上させる必要があります。</u></p> <p>障がいに対応した指導・支援とともに、授業力の向上に努める必要があります。</p>
7 特別支援学校の整備	
<p>県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)に基づき、特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>くわな特別支援学校の校舎建築および杉の子特別支援学校石薬師分校の作業実習棟の建築を進めています。</p> <p>東紀州くろしお学園(本校)の統合整備を進めています。</p> <p>松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めています。</p> <p>「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>寄宿舎のあり方について、協議会を開催し検討を進めています。</p>	<p>施設設備の老朽化や各校の個別の課題について計画的に取り組む必要があります。</p> <p>寄宿舎の統合等あり方について検討する必要があります。</p>

用語解説

* 1 パーソナルカルテ

小学校入学前から就労までをみすえて、支援の必要な児童生徒が安心して一貫した支援を受けられるよう、児童生徒に係る支援の情報をスムーズに引継ぎ、支援を行うためのツール。保護者がパーソナルカルテを教育相談、個別懇談会、進学・転学時の引継ぎ時に提示することで、支援の情報が各関係機関等に伝えられ、支援に活かすことができる。原則として、本人、保護者が作成する。市町によっては、独自のカルテが活用されているところもある。

* 2 連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいて、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的には、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が求められている。(資料3)

* 3 個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行うための教育課程や指導計画(指導目標や指導内容、指導方法等を盛り込んだもの)。(特別支援教育 Q&A 三重県教育委員会事務局研修分野より)

* 4 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて策定される計画のこと。児童生徒に長期的な視点で一貫した的確な支援を行うためのツールであり、児童生徒本人、保護者が支援を受けるためのツールでもある。学校等の教育機関が中心となって策定する場合の呼称。「個別の教育支援計画」Q&A 三重県教育委員会事務局研修分野より)

* 5 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。(発達障害者支援法の定義による)

なお、現在翻訳作業中の DSM-5 (アメリカ精神医学会による「精神障がいの

診断と統計の手引き)において、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい、**「自閉症スペクトラム (仮翻訳)」**という一つの診断名に統合される。

*** 6 発達障がい支援員**

高等学校における特別な支援や配慮を必要とする生徒に対して、専門的な知識や経験を持った人材を、県内の県立高等学校の拠点校5校(桑名北、石薬師、みえ夢学園、久居農林、伊勢まなび)に5名配置し、特別支援教育の推進を図る。

主な支援内容は、実態把握及び心理検査の実施とそれに基づく結果の分析をもとにした支援策のアドバイス、小中学校との連携支援、教育相談、研修会等による特別支援教育の理解啓発である。

*** 7 キャリア教育**

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

*** 8 センターの機能**

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)』(中央教育審議会)において、特別支援学校に期待されるセンター的機能として、以下の6点を例示している。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

*** 9 交流及び共同学習**

特別支援学校学習指導要領の中で、交流及び共同学習は「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」と示されている。

また、活動の形態として特別支援学校の幼児児童生徒と小中学校、高等学校等の児童生徒等が交流する「学校間交流」、特別支援学校の児童生徒が居住地

の学校で交流する「居住地校交流」等がある。

* 1 0 合理的配慮

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

なお、特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第14回） 配付資料の中に、具体的な合理的配慮の例が示されている。（資料6）

* 1 1 医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校8校において、常勤講師（看護師免許所有）及び指定の研修を修了した教員が73人の児童生徒に医療的ケアを実施している（平成25年度）。特別支援学校で教員が実施できる医療的ケアは、「①喀痰吸引②経管栄養」である。

なお、医療的ケアの実施にあたっては、保護者との相談ののち、主治医、学校と安全性等を確認したうえで、実施について判断する必要がある。

* 1 2 通級による指導（通級指導教室）

小中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態。通級による指導については、自らの在籍している学校において行う「自校通級」、自らに在籍している学校以外で行う「他校通級」、教員が各校を巡回指導する形態がある。

学校教育法施行規則第百四十条により小学校、中学校の通級による指導の対象となる障がい種は、

- | | | | |
|----------------|----------------|---------------------|--------------|
| 一 <u>言語障害者</u> | 二 <u>自閉症者</u> | 三 <u>情緒障害者</u> | 四 <u>弱視者</u> |
| 五 <u>難聴者</u> | 六 <u>学習障害者</u> | 七 <u>注意欠陥多動性障害者</u> | |

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの
とされている。

*** 13 特別支援学級**

学校教育法第81条第2項の規定による障がいのある児童生徒を対象とした学級。規定される障がい種は、

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者
五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
とされている。

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）策定の経緯について

○ 県におけるこれまでの教育にかかる計画について

- ・三重県教育委員会では、平成18年に特別支援教育にかかる基本計画として「三重県における特別支援教育の推進について」を策定し、この計画に基づき平成19年度から施策を推進してきました。
- ・平成25年3月に、平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」を改定し、特別支援学校の整備を進めています。

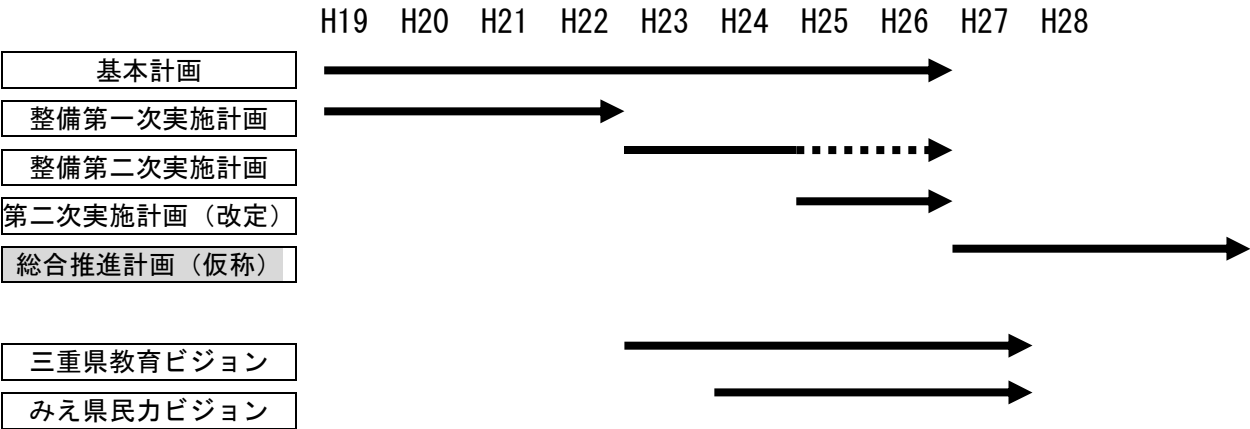
○ 法制度等の変化について

- ・特別支援教育に制度が移行した後、国は平成19年9月「障害者の権利に関する条約」に署名し、現在批准に向けた作業が進められています。
- ・平成23年8月に「障害者基本法」が改正・施行され、障がいのある者がその年齢、能力及び障がいの状態に応じ、十分な教育が受けられるために、教育内容や方法の改善・充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされたことや、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流および共同学習を積極的に進めることによって、相互理解を促進しなければならないことなどが、示されています。
- ・平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。
- ・以上のような経緯を受けて、インクルーシブ教育システムの推進に向けた計画の策定が求められています。

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の期間について

- 計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

- 参考（これまでの計画の期間について）



特別支援教育の推進によるインクルーシブ教育システムの構築について（案）

1 三重県におけるインクルーシブ教育システムの展開

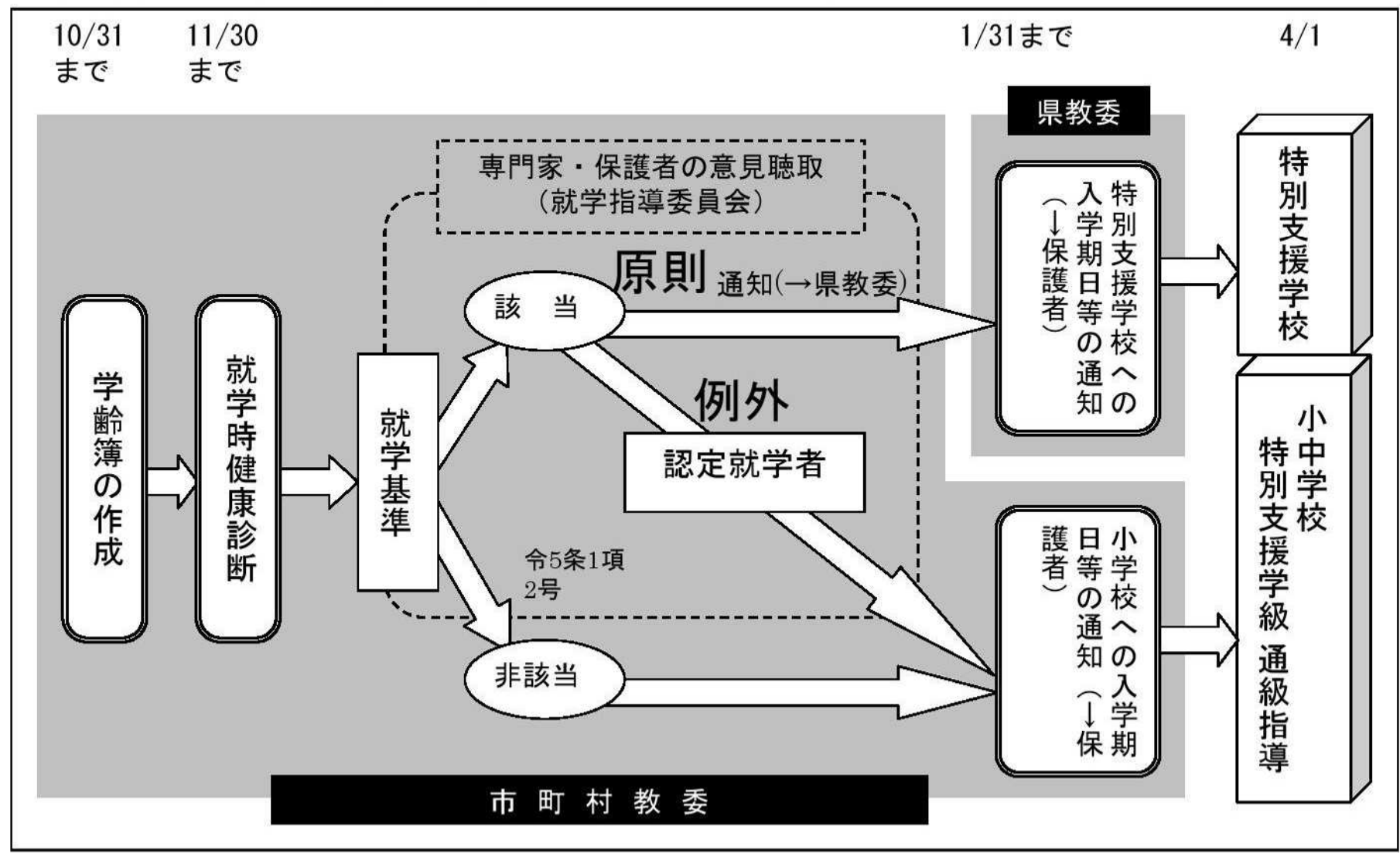
- ・三重県教育委員会では、国の動向を踏まえながら、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）を形成するため、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育を進めているところです。
- ・障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対しては、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を一層充実していきます。
- ・このことは、全ての幼児児童生徒が通常の学級で学ばなければならないことを意味するものではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導・支援を推進します。
- ・このために、就学先決定において本人・保護者に対する十分な情報提供と専門的な教育相談・支援により合意形成を図れる体制作りを進めます。
- ・さらに、就学先決定後の柔軟な見直しについても、本人・保護者や学校運営等に混乱をきたさないように留意しつつ、幼児児童生徒の発達の状態等を勘案しながら、柔軟な行き来が可能となるよう取り組んでいきます。
- ・連続性のある多様な学びの場において、全ての障がいのある幼児児童生徒に対して合理的配慮及びその基礎となる環境整備に基づく指導・支援を進めます。

2 発達障がいの児童生徒に対する支援体制

- ・発達障がい支援も、インクルーシブ教育システムの中に位置づけ以下のように段階的に進めます。
 - ① 幼・小・中・高等学校における教育・支援
 - ② 特別支援学校における教育・支援
 - ③ こども心身発達医療センター（仮称）との連携による支援
- ・発達障がいのある幼児児童生徒については、障がいのない幼児児童生徒と同じ場で共に学ぶことを基本とします。
- ・その上で、通常の学級、通級による指導、特別支援学級において、発達の程度等を勘案し、教育的ニーズに最も的確に応えることができる教育を行います。
- ・特別支援学校は、現在センター的機能を發揮して、県内の幼・小・中・高等学校等への相談や訪問・助言を行っています。今後も、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した支援を進めます。また、こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

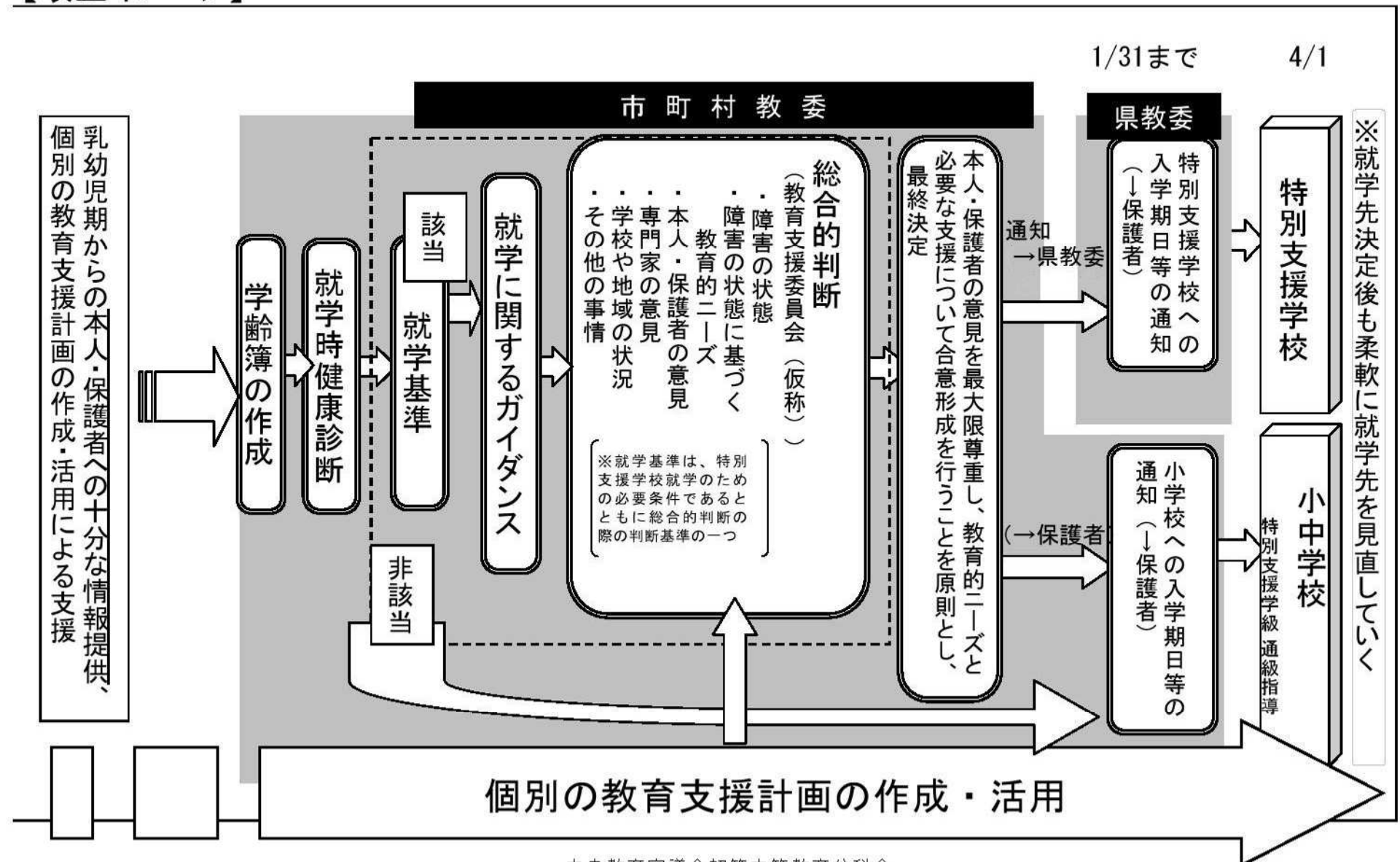
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【学校教育法施行令改正前（平成25年8月31日以前）の手続】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】

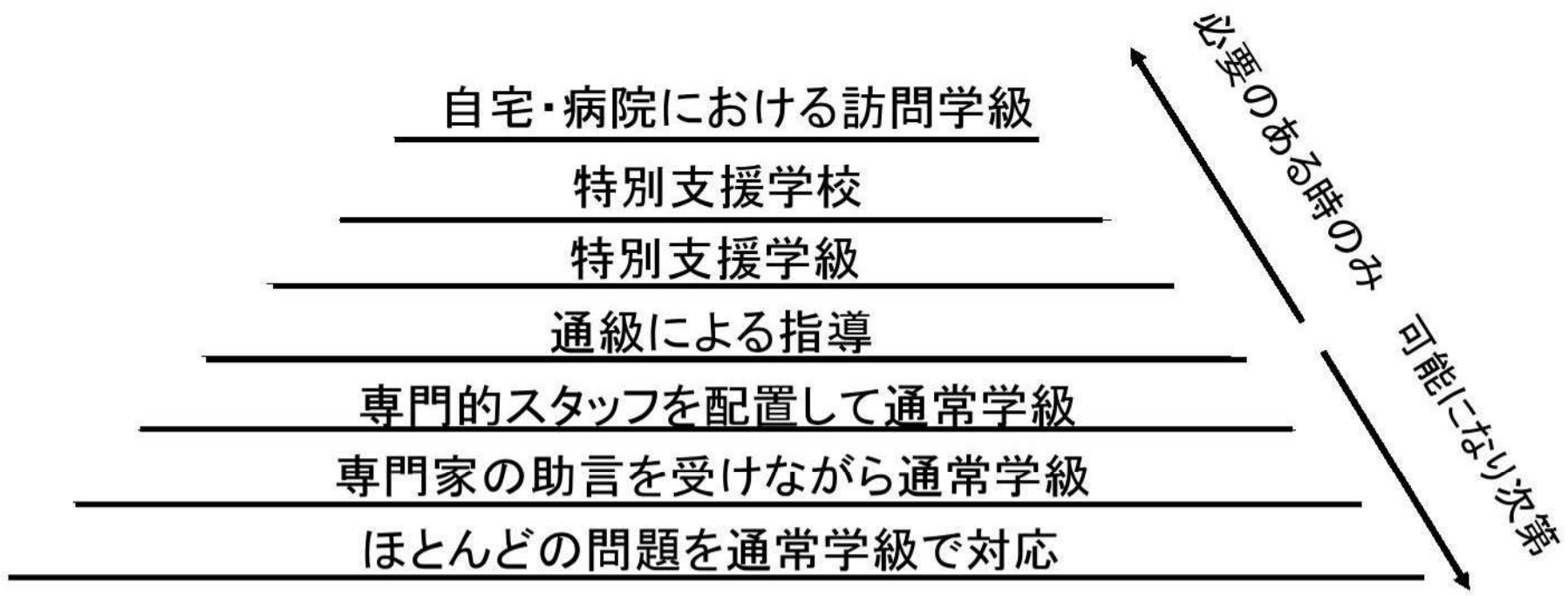


中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 参考資料より

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

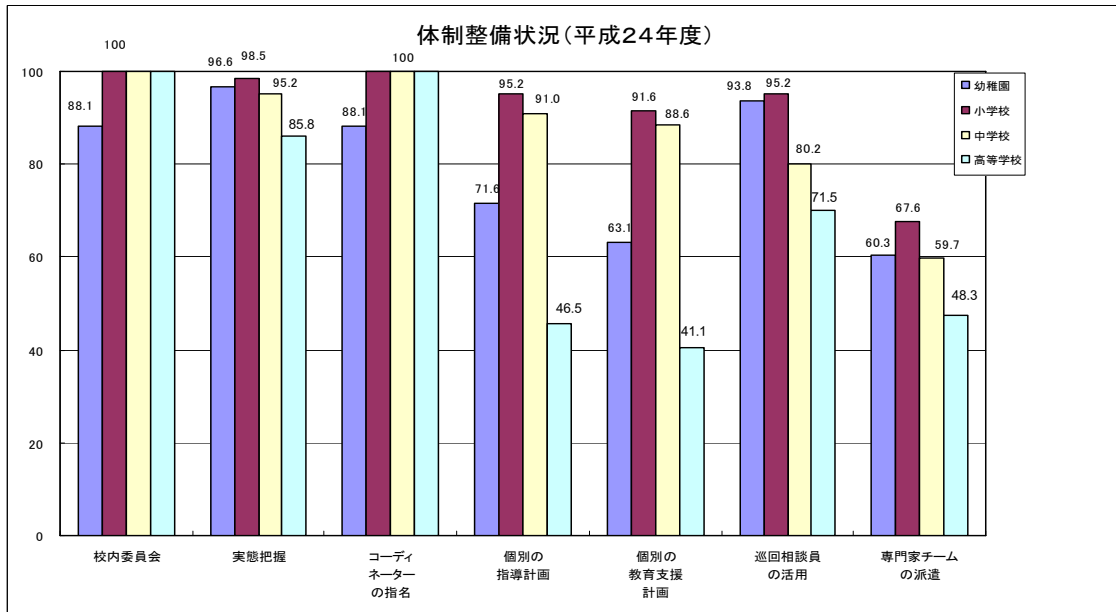


特別支援教育体制整備状況調査のまとめ

特別支援教育課

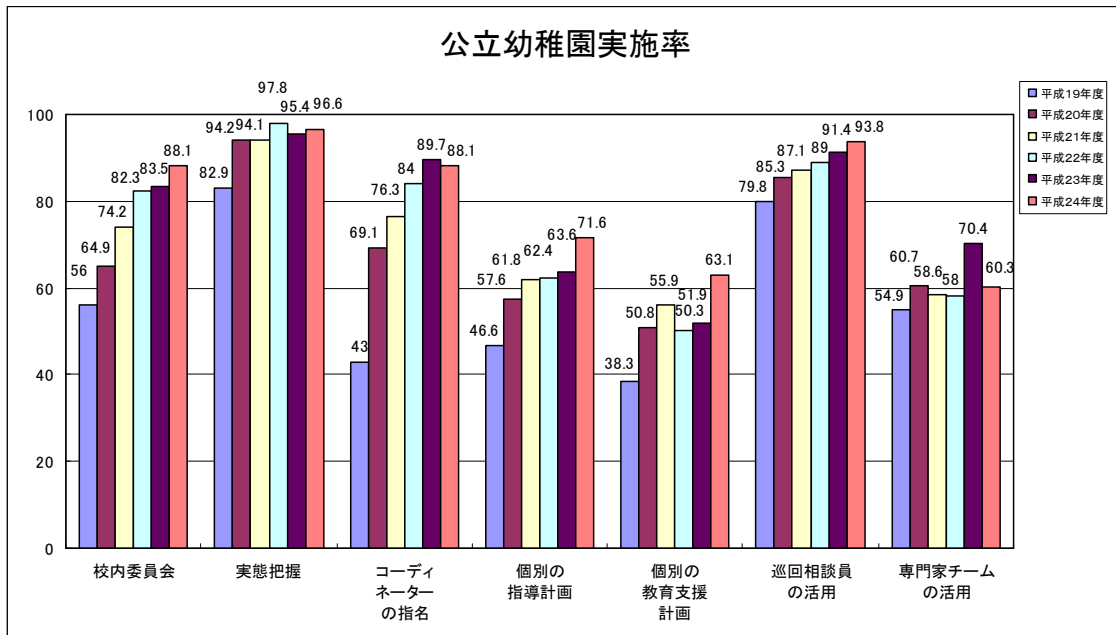
1 平成24年度校種別体制整備状況

(平成24年9月1日現在)

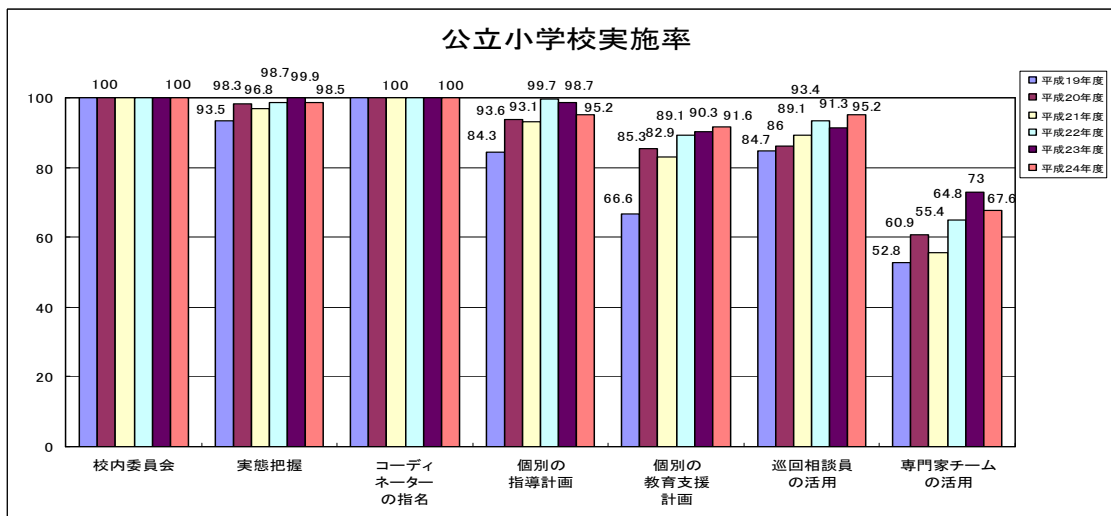


2 年度別推移

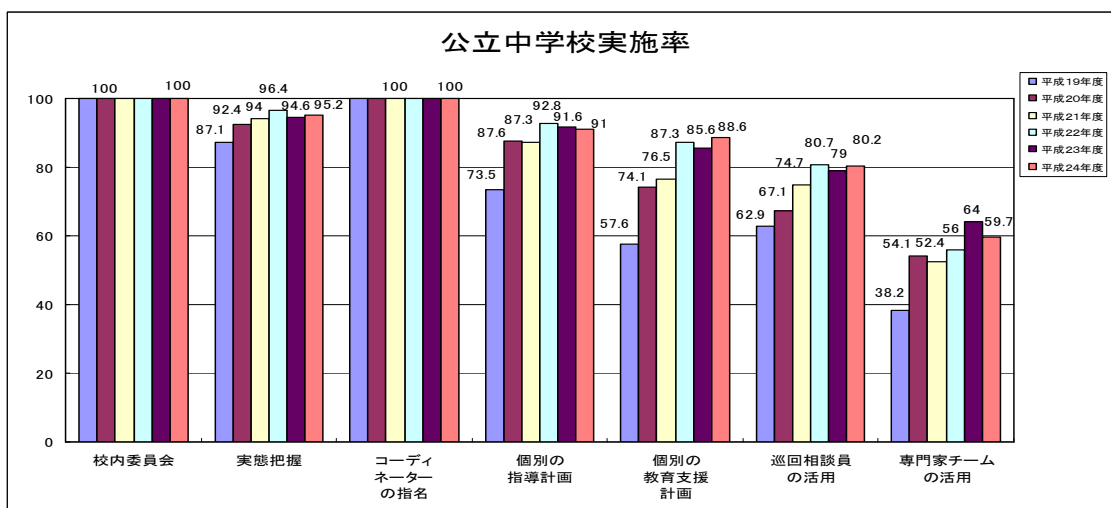
(1) 幼稚園



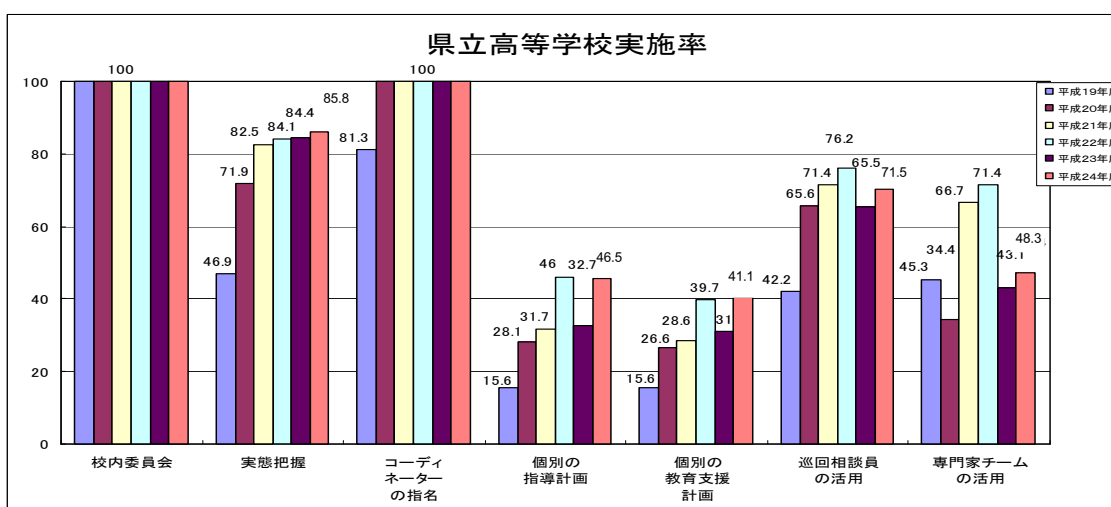
(2) 小学校



(3) 中学校



(4) 高等学校



1 平成24年度校種別体制整備状況（平成24年9月1日現在）

	校内委員会	実態把握	コーディネーターの指名	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談員の活用	専門家チームの派遣
幼稚園	88.1	96.6	88.1	71.6	63.1	93.8	60.3
小学校	100	98.5	100	95.2	91.6	95.2	67.6
中学校	100	95.2	100	91.0	88.6	80.2	59.7
高等学校	100	85.8	100	46.5	41.1	71.5	48.3

2 年度別整備状況推移

(1) 公立幼稚園

	校内委員会	実態把握	コーディネーターの指名	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談員の活用	専門家チームの活用
平成19年度	56.0	82.9	43.0	46.6	38.3	79.8	54.9
平成20年度	64.9	94.2	69.1	57.6	50.8	85.3	60.7
平成21年度	74.2	94.1	76.3	61.8	55.9	87.1	58.6
平成22年度	82.3	97.8	84.0	62.4	50.3	89.0	58.0
平成23年度	83.5	95.4	89.7	63.6	51.9	91.4	70.4
平成24年度	88.1	96.6	88.1	71.6	63.1	93.8	60.3

(2) 公立小学校

	校内委員会	実態把握	コーディネーターの指名	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談員の活用	専門家チームの活用
平成19年度	100	93.5	100	84.3	66.6	84.7	52.8
平成20年度	100	98.3	100	93.6	85.3	86.0	60.9
平成21年度	100	96.8	100	93.1	82.9	89.1	55.4
平成22年度	100	98.7	100	99.7	89.1	93.4	64.8
平成23年度	100	99.9	100	98.7	90.3	91.3	73.0
平成24年度	100	98.5	100	95.2	91.6	95.2	67.6

(3) 公立中学校

	校内委員会	実態把握	コーディネーターの指名	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談員の活用	専門家チームの活用
平成19年度	100	87.1	100	73.5	57.6	62.9	38.2
平成20年度	100	92.4	100	87.6	74.1	67.1	54.1
平成21年度	100	94.0	100	87.3	76.5	74.7	52.4
平成22年度	100	96.4	100	92.8	87.3	80.7	56.0
平成23年度	100	94.6	100	91.6	85.6	79.0	64.0
平成24年度	100	95.2	100	91.0	88.6	80.2	59.7

(4) 公立高等学校

	校内委員会	実態把握	コーディネーターの指名	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談員の活用	専門家チームの活用
平成19年度	100	46.9	81.3	15.6	15.6	42.2	45.3
平成20年度	100	71.9	100	28.1	26.6	65.6	34.4
平成21年度	100	82.5	100	31.7	28.6	71.4	66.7
平成22年度	100	84.1	100	46.0	39.7	76.2	71.4
平成23年度	100	84.4	100	32.7	31.0	65.5	43.1
平成24年度	100	85.8	100	46.5	41.1	71.5	48.3

県立特別支援学校における各種資料

特別支援教育課

県立特別支援学校センター的機能による地域支援等の実施状況

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
来校相談	866	1264	1337	1981	2114	2367
派遣相談	606	1055	1178	1173	1173	1492
合計	1472	2319	2515	3154	3287	3859

※電話相談含まず

平成24年度県立特別支援学校における交流および共同学習実施状況

	授業交流	行事交流	クラブ交流	その他	合計
幼稚部	25	3	0	0	28
小学部	570	35	0	11	616
中学部	134	39	2	1	176
高等部	33	31	39	12	115
合計	762	108	41	24	935

※その他は、地域交流、異校種間交流等

県立特別支援学校 医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対象児童 生徒数	小学部	31	33	31	31	33
	中学部	16	19	18	18	20
	高等部	14	14	20	18	18
	合計	61	66	69	67	70
看護師配置数	11	14	14	15	14	14

※看護師は、常勤講師(看護師免許所有)として配置

「合理的配慮」の例

1. 共通

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保(デジタル教材、ICT 機器等の利用)
- 障害の状態に応じた教科における配慮(例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等)

2. 視覚障害

- 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整(弱視)
- 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設(学校内・通学路とも)
- 障害物を取り除いた安全な環境の整備(例えば、廊下に物を置かないなど)
- 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

3. 聴覚障害

- FM 式補聴器などの補聴環境の整備
- 教材用ビデオ等への字幕挿入

4. 知的障害

- 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- 漢字の読みなどに対する補完的な対応

5. 肢体不自由

- 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- 医療的支援体制(医療機関との連携、指導医、看護師の配置等)の整備
- 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
- 障害の状態に応じた給食の提供

6. 病弱・身体虚弱

- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
- 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
- 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
- 障害の状態に応じた給食の提供

7. 言語障害

- スピーチについての配慮(構音障害等により発音が不明瞭な場合)

8. 情緒障害

- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- 対人関係の状態に対する配慮(選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など)

9. LD、ADHD、自閉症等の発達障害

- 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- クールダウンするための小部屋等の確保
- 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

特別支援教育の在り方に関する特別委員会* (第14回) 配付資料より

*中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された特別委員会

三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の骨子（案）について

特別支援教育課

1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）策定について

(1) 策定の経緯

- ・ 県におけるこれまでの教育にかかる計画について

(2) 特別支援教育全般の現状と課題

- ・ 県における現状と課題について
- ・ 今後の特別支援教育の方向性について（インクルーシブ教育システムの推進）

(3) 計画の期間

2 インクルーシブ教育システムの推進について

(1) 早期からの一貫した支援

- ・ パーソナルカルテの作成と活用について
- ・ 関係機関の連携について
- ・ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実について

(2) 就学相談・就学先決定（就学指導）

- ・ 就学先決定のあり方について
- ・ 市町における就学相談窓口について

(3) 就学前の取組について

- ・ 幼稚園、幼稚部の取組
- ・ 教育相談について

(4) 発達障がいへの対応について

3 特別支援学校における教育の推進について

(1) 個々のニーズに応じた教育

- ・ 個別の指導計画と個別の教育支援計画の活用について
- ・ 教育的ニーズに対応した教育課程の編成について

(2) キャリア教育の推進（職業教育、就労支援）

- ・ キャリア教育と職業教育の考え方について
- ・ コース制等の教育課程の考え方について

(3) 今後のセンター的機能のあり方

- ・ 今後求められるセンター的機能について
- ・ センター的機能と地域の専門性向上について
- ・ 新たな特別支援学校の整備に伴うセンター的機能のあり方について

(4) 交流および共同学習

- ・ インクルーシブ教育システムにおける交流および共同学習の考え方

について

- ・ 交流および共同学習における合理的配慮について
- ・ 多様な学びの場と学校間連携について

(5) **医療的ケア**

(6) **盲学校及び聾学校のあり方**

- ・ 就学前からの支援について
- ・ センター的機能による支援について
- ・ 特色ある教育課程について
- ・ 専攻科のあり方について

4 **小中学校における特別支援教育の推進について**

(1) **通常学級における特別支援教育の推進**

- ・ 発達障がいへの対応について
- ・ 合理的配慮の充実について

(2) **通級指導教室**

(3) **特別支援学級における教育の充実**

(4) **連続性のある多様な学びの場**

5 **高等学校における特別支援教育の推進について**

(1) **発達障がいへの対応**

(2) **個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実**

- ・ 中学校からの引き継ぎについて
- ・ 入学選抜における活用について
- ・ 進路指導における活用について

6 **教員の専門性向上**

- ・ 求められる専門性について
- ・ 専門性向上の方法について
- ・ 障がいの重度・重複化、多様化への対応について
- ・ 複数障がい種への対応について
- ・ 免許保有率の向上について

7 **特別支援学校の整備**

- ・ これまでの整備の経緯について
- ・ 地域における課題への対応について
- ・ 寄宿舎のあり方について
- ・ 適正配置と通学区域について
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）に伴う整備について

参考資料2

三重県特別支援教育総合推進計画(案)の策定に係る
三重県教育改革推進会議日程(案)

日 程	全体会	第 2 部会
H25年9月2日	●第1回 今年度の審議事項、部会の 設置等について	●第1回 ○総合推進計画の策定について ○計画の柱立て(案)提案
H25年10月24日		●第2回 ○発達障がいに関する調査結果に基づく現状の分 析 ○課題の整理 ○計画の柱立て(重点項目の整理)
H25年11月11日		●第3回 ○計画の骨子案検討 ・インクルーシブ教育システムの推進について ・特別支援学校における教育の推進について ・小中学校、高等学校における特別支援教育の推 進について
H25年12月16日	●第2回 第1回～第3回で審議され た内容の報告及び審議	
H26年1月16日		●第4回 ○計画の骨子案の掘り下げ ・インクルーシブ教育システムの推進について ・特別支援学校における教育の推進について ・小中学校、高等学校における特別支援教育の推 進について
H26年2月4日	●第3回 第2部会(第4回)で審議 された内容の報告及び審議	
H26年 4月～5月頃	全体会の日程に応じ 第2部会での審議内容の 報告及び審議	●第5回 ○総合推進計画(案)の検討 ・教員の専門性向上について ・特別支援学校の整備について 等
H26年 6月～7月頃		●第6回 ○総合推進計画(案)の検討 ・中間案の確定
H26年 7月～8月頃		パブリックコメント
H26年 11月頃		●第7回 ○総合推進計画(案)の検討 ・パブリックコメントの反映
H27年 2月頃		●第8回 ○総合推進計画(最終案)の確定